

2. 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・施設等受給者（里親含む）
- ・その他、三条市から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監護や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3. 以下の1～7に該当するときは、三条市に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. 受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**（他の市区町村や海外への転出を含む）
3. 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
4. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
5. 受給者が**公務員になったとき**
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき
7. 登録してある振込先の**口座情報（氏名等）を変更したとき**

主な改正内容

- ・所得制限の撤廃
- ・支給対象児童が高校生年代までに拡大
- ・第3子以降の支給額が月額30,000円
- ・第3子以降のカウント対象年齢が「22歳到達後最初の年度末まで」に延長
- ・支払が年3回→6回（偶数月）

第3子以降の子どもの数え方について

〈改正前〉

手当の支給対象は中学校卒業まででしたが、児童の人数を数える場合は、高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日まで）の子を数え、第3子以降の加算が受けられるのは小学生まででした。

〈改正後〉

手当の支給対象は高校生年代までですが、子の人数を数える場合は、保護者に経済的負担がある大学生年代（22歳到達後の最初の3月31日まで）の子を数え、第3子以降の加算は高校生年代まで受けられます。
子が3人以上いる、かつ、保護者に経済的負担がある大学生年代（18歳到達後の最初の3月31日から22歳到達後の最初の3月31日まで）の子を監護している場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要になります。

例

大学生1人	手当対象外	カウント1人目
高校生1人	月額1万円	カウント2人目
小学生1人	月額3万円	カウント3人目
⇒ 3人兄弟の月額合計		4万円

※ 大学生年代の子を第3子以降の加算の対象として認定するためには、以下の2つの要件を満たしている必要があります。

1. 監護に相当する日常生活の世話及び必要な保護をしていること
2. 生計費の相当部分を負担していること

児童手当制度 のご案内



**令和6年10月分
(令和6年12月支給分)から
制度の内容が変わります**

三条市教育委員会
子育て支援課 子育て支援係
電話 0256-45-1113

三条市

～児童手当について～

1. 支給対象

高校生年代まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

※ 原則、「その家庭において生計を維持する程度の高い者」が受給者となります。

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳以上 高校生年代まで	10,000円 (第3子以降は30,000円)

※ 「第3子以降」とは、大学生年代まで（22歳到達後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、年6回（偶数月）に、それぞれの前月分までの手当を支給します。
例）6月の支給日には、4～5月分の手当を支給します。

4. その他

児童手当を滞納されている保育料や児童クラブ負担金等の支払いに充てることができます。ご希望の場合はお申し出ください。

寄付について

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、これを三条市に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお問い合わせください。

児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

1. 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象となります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。



手続の方法は…

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、三条市に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。三条市の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めをお願いします。

【申請に必要なもの】

- 児童手当の振込先となる口座情報が確認できるもの。
※ 振込先は請求者名義の普通口座に限られます。
- ※ 配偶者やお子様名義にすることはできません。
- 請求者、配偶者の個人番号が確認できるもの。
※ 認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。
- 請求者の資格確認書など加入医療保険情報が分かるもの（該当者のみ）
※ 該当する方には個別でお知らせします。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特別

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、
現住所の市区町村に申請が必要です！

※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

2. 第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき

手当額が増額する事由が発生した日の翌日から15日以内に三条市に申請が必要です！

3. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に三条市と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。